金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って当金庫の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

手数料など諸費用について

・ 当金庫では、投資信託受益証券を当金庫の保護預り口座でお預かりする場合、または券面が発行されない投資信託受益権について当金庫に開設した振替決済口座に記載または記録する場合、手数料は頂戴しません。

<u>この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません</u>

・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・投資信託の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当金庫では、お客様から投資信託の売買等に必要な金銭及び投資信託受益証券をお預かりし、法令に従って当金庫の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない投資信託 受益権について、法令に従って当金庫の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

振替決済口座は、社債等の振替に関する法律に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口 座簿において開設します。当金庫では、お客様が投資信託受益権について権利を有するものに限り振 替決済口座に記載または記録いたします。

お客様は、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、宮城第一信用金庫投信取引約款に基づき振替の申請をすることができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出のあった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けないことがあります。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において投資信託のお取引や振替を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、投信取引口座および振替決済口座を開設していただく必要があります。
- ご注文は、当金庫が定めた取扱時間内に行って下さい。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお 預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、募集買付けまたは解約、買取の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただくため、当金庫で定める申込書をご提出いただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、契約締結時交付書面(累積投資報告書、取引報告書など)をお客様に交付いたします。

- また、お取引が成立した後、お客様の投資信託の残高等を確認いただくため、法令等の定めるところにより定期的に取引残高報告書を郵送いたします。
- 契約締結時交付書面および取引残高報告書の内容は必ずご確認下さい。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに書面等に記載の管理責任者へ直接ご連絡下さい。

この契約の終了事由

当金庫の宮城第一信用金庫投信取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ▶ お客様から解約のお申し出があった場合
- ▶ お客様について相続の開始があったとき
- ▶ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

当金庫の概要

商 号 等 宮城第一信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第52号

本店所在地 〒980-0021 仙台市青葉区中央3丁目5番17号

加入協会 加入協会なし

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは総務部(9 時〜

17 時、電話:O22-221-2175)までお申し出ください。

紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:

03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、仙台弁護士会(電話:022-223-1005)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、業務部(9時~17時、電話:022-221-3061)若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。

また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。 その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護 士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、 ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問合 わせください。

出 資 金 16.7億円(2022年3月31日現在)

主な事業 信用金庫業

設立年月 1951年7月

連絡先 022-221-3061又はお取引のある本支店にご連絡下さい。